議案第15号

養父市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

養父市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年２月25日提出

養父市長　　大　林　賢　一

養父市火入れに関する条例の一部を改正する条例

養父市火入れに関する条例（平成16年養父市条例第201号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改　　正　　案	現　　行
（火入れの中止） 第14条　火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは火災に関する警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。 ２　火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる場合、又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報若しくは火災に関する警報が発令された場合には、速やかに消火しなければならない。	（火入れの中止） 第14条　火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、＿＿＿乾燥注意報が発表＿＿＿又は＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿火災＿＿＿＿警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。 ２　火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は強風注意報、＿＿＿乾燥注意報が発表＿＿＿若しくは＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿火災＿＿＿＿警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。